

京都府地域力再生活動アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域力（府民が互いの信頼と絆をもとに、協働して、自分たちの周囲の地域社会が直面している諸課題の解決に取り組んでいく力）の再生に資する活動（以下、「地域力再生活動」という。）に取り組んでいる団体（以下「地域力再生活動団体」という。）を支援し、地域が抱える様々な課題の解決や地域の魅力の向上を図り、もって住民が主体となった地域づくりを推進するため、地域力再生活動団体への指導及び助言等を行う者を京都府地域力再生活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 知事は、次の各号のいずれかの知識や経験を有すると認められる者について、本人の承諾を得て、アドバイザーとして登録することができるものとする。

- (1) 会議やワークショップの開催・運営支援に関する知識や経験を有する者
 - (2) 他団体や行政等との協働のコーディネートに関する知識や経験を有する者
 - (3) 先進地等の地域づくり事例の知識や経験を有する者
 - (4) 地域資源や人的資源の活用に関する知識や経験を有する者
 - (5) 広報に関する知識や経験を有する者
 - (6) 資金づくりや資金管理（会計等）の知識や経験を有する者
 - (7) 組織づくり、組織運営、ネットワークづくりに関する知識や経験を有する者
 - (8) 担い手等の人材育成に関する知識や経験を有する者
 - (9) その他、地域力再生活動の支援に必要な知識や経験を有する者
- 2 知事は、前項の登録を行おうとする場合は、アドバイザー登録依頼書（別記第1号様式）により依頼し、アドバイザー登録承諾書（別記第2号様式）により承諾を得るものとする。
- 3 知事は、前項の承諾に基づき登録する旨を決定したときは、アドバイザー登録決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(登録事項の変更)

第3条 アドバイザーは、登録承諾書の記載事項の内容に変更が生じた場合には、速やかに京都府に報告するものとする。

(登録の更新)

第4条 登録期間は1年以内とする。なお、本人より辞退の申し出がないときは、引き続き登録期間を1年間延長することができるものとする。

(アドバイザーの公表)

第5条 知事は、アドバイザーの氏名、専門分野、所属、職名、主な活動・支援歴等をアドバイザー登録簿（別記第4号様式）に登載するとともに、ホームページ等適当な方法により公表するものとする。

(登録の取消し)

第6条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) アドバイザー制度の趣旨に反する行為を行った場合、又は行うことが明らかである場合
- (2) 次条に規定される業務内容に違反する等、著しく不誠実であると認められた場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が登録の取消しを適当と認めた場合

(業務)

第7条 アドバイザーは地域力再生活動団体の要請に応じて、次の業務を行うものとする。

- (1) 住民が主体となった地域づくりを推進するために必要な情報やノウハウの提供等を行うこと
- (2) 地域力再生活動の推進に必要な具体的手段について助言等を行うこと
- (3) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認めるもの

(派遣対象)

第8条 派遣対象となる学習会等は、地域力再生活動団体が実施するもので、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 府内において開催されるもの
 - (2) 参加者が複数のもの
 - (3) 営利を主たる目的としないもの
 - (4) 政治的活動又は宗教的活動の一環として実施されないもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、アドバイザー制度の趣旨に合致するもの
- 2 前項の学習会等に係る会場費、印刷費等の開催経費は依頼者(次条第1項に規定する依頼者をいう。)が負担するものとする。

(アドバイザーの派遣)

第9条 アドバイザーの派遣を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、アドバイザー派遣依頼書(別記第5号様式)を、知事に提出(アドバイザーの派遣会場の所在地を所管する広域振興局企画総務部企画振興室又は民間エリアセンターを経由)するものとする。

- 2 知事は、派遣を決定した場合には、アドバイザーに対しアドバイザー派遣決定通知書(別記第6号様式)により通知することとし、依頼者に対しアドバイザー派遣決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(結果報告)

第10条 依頼者は、事業終了後14日以内に、アドバイザー派遣制度活用結果報告書(別記第8号様式)を知事に提出(アドバイザーの派遣会場の所在地を所管する広域振興局企画総務部企画振興室又は民間エリアセンターを経由)するものとする。

(費用弁済)

第11条 府は、アドバイザーに対し、予算の範囲内において旅費及び謝金を支給するものとする。

2 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金(以下「交付金」という。)により支援した旅費及び謝金については、本事業の対象としないものとする。

(庶務)

第12条 アドバイザーに関する庶務は、府民生活部府民力推進課で処理するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する